



新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について（第14報）

市では、昨日7日、安倍首相が緊急事態宣言を発令したことに伴い、本日8日午前11時から緊急対策本部会議を開催し、次の事項について決定いたしました。

1 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対策本部の設置について

緊急事態宣言の発令に伴い、対策本部の位置づけを新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づく対策本部とした。

・2月25日に設置した市対策本部は、我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠。

2 緊急事態宣言への市の対策・対応について

(1) 外出自粛要請について

①市広報紙やホームページ、防災行政無線放送（10時・15時）などを活用して広報する。

②市民が参加する会議などは、できる限り延期または中止とする。

③屋外施設も4月9日（木）から5月6日（水）まで利用を休止する。

【利用を休止する主な屋外施設】

・市民体育館（野球場、テニスコート）/利根川ゆうゆう公園（野球場、サッカー場、デイキャンプ広場）/湖北台中央公園（野球場・テニスコート）/手賀沼公園テニスコート/ふれあいキャンプ場/五本松公園（バーベキュー場）/都市公園（団体利用）/ミニSL/レンタサイクル

(2) 学校、保育園等についての対応

・小中学校については、5月6日（水）まで休校期間を延長する。

(3) その他

・各課の業務について、業務継続計画（BCP）の検討を行う。

【問い合わせ】

我孫子市総務部秘書広報課

広報室長 小池

電話：04-7185-1752（直通）